

栗島海域レジジャーに関する海面利用協定書細則

共同漁業権漁場内での調和のとれた秩序ある海面利用がなされることを目的として、甲、乙が海域レジジャー事業に関する海面利用協定細則を厳守する。

第1条 水産動植物の採捕

乙は、海域レジジャー事業による水産動植物の採捕を一切してはならない。但し甲が認めた場合は限りではない。許可なく違反した場合は、3ヶ月以下の漁業権漁場利用の停止及び刑事告発を行う。但し、有害生物の駆除に関してはこれに該当しない。

第2条 海面利用協定監視活動

- 1.甲は、漁業従事者や非協定業者とのトラブル解決に積極的に介入し収拾に努める。
- 2.甲は、乙が本協定の実行に違反がないか監視することができる。

第3条 禁止行為及び罰則

- 1.乙が禁止行為に違反した場合、甲は乙に対して3万円の罰則金を課すことができ、乙が再三の警告を無視した場合、甲は乙に対して本協定を解除することができる。

第4条 栗島浦村漁業共同組合の承認

- 1.本協定の基本的事項（海域レジジャー区域設定等）は、栗島浦村漁業協同組合が承認決定し、栗島浦村漁業協同組合の組合長が承認してはじめて有効となる。

第5条 暴力団及び暴力団関係者の排除

- 1.甲もしくは乙が暴力団及び暴力団関係者との関わりを持った場合は、甲および乙が関係機関との協議のうえ、甲もしくは乙は本協定を解除することができる。

第6条 届出に必要となる書面

- 1.海域レジジャー提供事業実施計画書
- 2.緊急連絡体制図
- 3.その他甲が必要と認めた資料

第7条 海域レジジャー提供事業実施計画書に必要な事項

- 1.事業所の図面及び付近の図面
- 2.事業のために使用する海域の図面。

- 3.事業のために使用する器具の保管場所の図面。
- 4.安全対策における救命道具の数と写真添付
- 5.事業提供前のブリーフィング内容と安全基準に関する書類
- 6.有効期限内の救急蘇生法の証明書の写し。
- 7.有効期限内の保険の加入。
- 8.賠償責任保険1名7千万円以上及び傷害保険の証書の写し。
- 9.（カヌー、ジェットスキー、モーターボートなど）利用者の提供するプレジャーボートの形式、形状等に関する書類及び写真